皇室事項

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、十月二十九日午前九時十八分、皇居において行われたオランダ国国王王妃両陛下の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、十月二十九日午前九時三十七分、宮中において、オランダ国国王王妃両陛下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、十月二十九日午後七時二分、オランダ国国王王妃両陛下のため、宮中晩さんを催しになった。

官庁報告

官庁事項

アマチュア局の保証業務者について

昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件）第四項、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）第一項の表の１の項及び４の項並びに昭和五十八年郵政省告示第五百三十二号（無線設備の設置場所の変更検査を受けることを要しないアマチュア局の無線設備を定める等の件）の規定に基づき、アマチュア局の保証の業務を行う者を公示する。

平成二十六年十一月四日

総務大臣　山本　早苗

一　保証の業務を行う者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

東京都豊島区巣鴨三丁目三六番六号　共同計画ビル

二　保証の業務を行う事務所の所在地及び電話番号

東京都豊島区巣鴨三丁目三六番六号　共同計画ビル

（〇三）三九一〇―七一四一

三　保証の業務の開始の日

平成二十六年十一月十日

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成26年11月５日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年11月４日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月４日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間787円」を「１時間799円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年11月４日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間799円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月13日から効力を生ずる。

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成26年11月４日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士の資格に係る技能証明であって、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者で、試験の免除を受けようとするもの

二　事業用操縦士（飛行機及び回転翼航空機に限る。）の資格に係る技能証明

三　計器飛行証明

四　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所　平成27年１月18日（日）東京都、大阪市

3　申請書の受付期間　平成26年12月11日（木）から平成26年12月17日（水）までに次項第一号又は第二号に掲げる提出先へ持参又は書留便により郵送するものとし、郵送する場合にあっては、同日までの日本の消印のあるものを有効とする。

4　申請書の提出先

一　東京都において学科試験を受験しようとする者は、東京都千代田区九段南１丁目１番15号（郵便番号102―0074）九段第二合同庁舎内、東京航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

二　大阪市において学科試験を受験しようとする者は、大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号（郵便番号540―8559）大阪合同庁舎第四号館内、大阪航空局保安部運用課検査乗員係へ提出すること。

三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成26年12月18日（木）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

公告

諸事項

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成26年11月４日　法務省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成26年11月７日（金）午前８時30分から同月21日（金）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成26年11月14日（金）から同月21日（金）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで